

令和8年度 富山県ツキノワグマ出没警報(第2報)

5月14日、午後2時頃、立山町芦峯寺地内(称名滝遊歩道)において、男性1名(80代)、女性1名(50代)がツキノワグマと遭遇し、負傷する被害が発生しました。

春から初夏にかけては、今回の事例のようにクマの生息域で人身被害が発生するケースが多く、山林でのレジャーや登山、散策中において不意の遭遇による被害が起きる可能性が高い時期です。

例年、年の前半は、6月にかけてクマの出没ピークを迎えることから、今回の人身被害を踏まえ、県では、ツキノワグマ出没警報の期間を5月31日から6月30日まで延長することとします。

県民の皆様には、人身被害の防止のため、特に下記の事項に十分な注意・警戒をお願いします。

記

- クマの目撃や痕跡を発見した場合は、速やかに最寄りの市町村や警察署へお知らせください。**
クマの足跡や爪痕、糞を発見した場合は、速やかに最寄りの市町村や警察署に連絡してください。出没情報の速やかな共有は、人身被害防止に極めて重要な対策となりますので、ご協力をお願いします。
- クマの出没情報を確認し、出没が確認された場合は、できるだけ近づかないでください。**
外出される場合は、県ホームページで公表している①クマ出没情報地図「クマつぶ」や、②県警察公式アプリ「とやまポリス」等を活用し、外出先のクマ出没状況を確認し、できるだけ近づかないでください。
①<https://www.pref.toyama.jp/1709/kurashi/kankyoushizen/shizen/yaseiseibutsu/kumap.html>
②<https://police.pref.toyama.jp/6100/toyamapolice/20250304.html>
- 登山や散策・山でのレジャーに出かける際には、以下の点に注意を払いましょう。**
 - ・鈴、笛、ラジオなど音が出るものを携帯し、クマに自分の存在を知らせましょう。
 - ・食べ物の匂いがもれないよう密閉容器に保管したり、残飯やごみを放置しないようにしましょう。
 - ・できるだけ単独での行動を避け、複数人で固まって行動しましょう。
- 山里にある藪や、河川敷などの草の刈払いを地域ぐるみで協力して進めてください。**
クマは、藪や河川敷の草むらに隠れて移動し、集落周辺に出没しますので、移動ルートを分断して集落に近寄せないようにしましょう。出没の際も発見しやすくなります。
- 柿の木など果樹が実る木がある場合は、誘引物となるので早期に除去してください。**
クマは過去の記憶を元に、何度も繰り返し接近します。地区や町内会、鳥獣害対策協議会など地域ぐるみで取り組むと、広い範囲で誘引物を無くすることができるので、是非、実行してください。
- 住宅街であっても油断しないでください。**
クマが生息する山林から距離のある住宅街においても、食物を探して、河川敷や用水路に沿って、広い範囲を行動することがあります。適宜周囲の状況を確認するなど、厳重な注意と対策が必要です。

クマに関する相談、情報提供先
富山県自然保護課 TEL 076-444-3397
又はお住まいの市町村、警察署